

福島原発事故原因究明と再稼働

1. 問題の所在

東京電力の柏崎刈羽原発 6・7 号機の新規制基準適合性審査書は、パブリックコメントを経て、2017 年 12 月 27 日の原子力規制委員会会合で合格と決定された。つまり、政府官庁としての原発再稼働の手続きの第一段階は終了した。

他方、新潟県技術委員会は、別途に東京電力と会合を持ち、技術上の安全性を検証して、設備や組織の改善が納得できるレベルに達していることを確認しなければ、再稼働の同意はしないとしている。その検証作業は、「福島事故を二度と繰り返さない」を合言葉に、まずは福島事故の原因究明を納得できるまで追求しようというものである。具体的には、東京電力が「未解明問題」として挙げている 52 項目の検証作業が解明されたのち、次の再稼働に向けた議論に入ろうという手順を踏んでいる。

そこで筆者は、「未解明問題」がどの程度に解明されたのか、そのことが設備上や組織上の改善にどのように反映されたのあろうか、という観点から、その検証作業の進捗状況を確認してみたいと思った。

ところが、東京電力の「未解明問題に関する検討」の姿勢が、再稼働に向けた実務を意識した方向性とは違う方向に向いている。その実態をご報告して、組織管理の問題を検討し、新潟県技術委員会に対する参考意見を記しておきたい。

2. 「未解明問題」の停滞

東京電力は、「福島第一原子力発電所 1～3 号機の炉心・格納容器の状態の推定と未解明問題に関する検討 第何回進捗報告」という報告書を、過去に 5 回発表している。もっとも最近のものは第 5 回である。それぞれの日付を記せば下記ようになる。

第 1 回：2013 年 12 月 13 日¹

第 2 回：2014 年 8 月 6 日

第 3 回：2015 年 5 月 20 日

第 4 回：2015 年 12 月 17 日

第 5 回：2017 年 12 月 25 日²

それぞれの回の「進捗報告」に、未解明問題のテーマを 1 ページに 1 件ずつ記した要約

¹http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu13_j/images/131213j0102.pdf

²http://www.tepco.co.jp/press/release/2017/1470526_8706.html

が「添付2」の中に記載されている。そして、「第1回進捗報告」から「第5回進捗報告」まで、「未解明問題」のテーマは何一つ変わっていない。テーマの数は52件であることも変わっていないし、その題名も変わっていない。それぞれのテーマの内容も解決されないまま、「検討する」「確認する」といった作業目標を結論としているだけで、毎回ほとんど同じ言葉が繰り返し記載されている。

そこに記載されている内容は、事故時に記録されたデータをどう読み取ったら良いのか、という問題の追及だけを目的にして、未だに整合性のある解釈を得られていない、だから「未解明だ」といっているだけである。

3. 期待との相違

筆者が「未解明問題」の「進捗報告」を読んだのも、個別の問題がどのように「説明」されて、それが「新規制基準適合性審査申請書」の内容に盛り込まれて、それを原子力規制委員会がどう判断して、去る12月27日の適合性審査合格につながったのか、という論理を跡付けたいと思ったからである。そしてそのことは「未解明問題」に取り組んでい
る新潟県技術委員会も関心を共有していることと思う。そこで、筆者は、次の二つの要約表を作成した。

表1 新規制基準適合性審査 パブコメの要約

表2 福島原発事故 未解明問題 (東電「第5回進捗報告」の要約)

一例として、原子炉の水位計の問題を「進捗報告」がどう記載されているかを見てみよう。現在の差圧式水位計は原理的に欠陥があるのだから、それを異なる原理の設備に変更しなければ、再稼働の条件が整わないからである。

2017年10月5日から11月3日までの30日間、柏崎刈羽原発6・7号機の新規制基準適合性審査書(案)に対するパブリックコメントの募集が行われた。もちろん、筆者を含む多くの人々がこの問題に対して意見を提出した。それに対する回答が、2017年12月27日の原子力規制委員会審査会合で示された³。4件の意見が引用され、次のような「考え方」が示されている。

- ・原子炉水位は、計器故障の疑いがある場合には多重性を有する重要計器の他チャンネルによる計測を確認し、さらに、代替手段として原子炉圧力容器への注水量(高圧炉心注水系統流量計等)から原子炉水位を推定する手段を整備することを確認しています。

- ・原子炉圧力容器への注水量(高圧炉心注水系統流量計等)は、計器故障の疑いがある場合には、代替手段として水源である復水貯蔵槽水位の変化等から原子炉圧力容

³ 「申請者の原子炉設置者としての適格性についての確認結果(案)に対する御意見への考え方」(別紙1)、p.100

器への注水量を推定する手順を整備することを確認しています。なお、原子炉压力容器への注水量は、基準面器ではなく、隔液ダイアフラムにかかる絞り機構前後の差圧を計測する差圧式流量検出器を用いていることを確認しています。

水位を直に読むことのできない「水位計」などは、「水位計」として役に立たない。そして、流量を測定して、「今压力容器内にいくらの水量があるはずだと推定するから、水位計が狂ってもかまわない」という説明は、苦し紛れの言い訳に過ぎない。

4. 社内の専門組織と全体を管理する経営責任

「福島事故の未解明問題」に取り組んでいる社内の専門組織が発行している「進捗報告」が、来るべき柏崎刈羽原発の再稼働のためにはどのような設備上あるいは組織上の改善が必要かという問題意識とはまったく無関係に、現象の解釈にのみに専念した記述を過去5回にわたって繰り返している。そのことに対して、当事者である東電はもとより、原子力規制委員会をはじめとする行政当局も問題にしているふしがないことは理解に苦しむ。新潟県の技術委員会も、東電の振出しから進まない「未解明問題」究明に付き合っていたら進展がないと言わねばならない。

筆者が疑問に思うことは、東電の経営者や技術を管理する職責にある人たちが、こういう「進捗報告」を過去5回も公表している意図は何なのか、ということである。「未解明問題」に取り組む当事者たちは、仕事の最終目的に整合した報告を提出する意思がないようであるし、管理責任者は、原因究明を再稼働に向けた次の「業務」の資料にするような管理をしていない。たとえば、水位計の例に見るように、本質的な不整合をまったく改善することなく「再稼働」をめざしているように見える。

このような無責任な会社に、原発という危険な技術システムを運転する資格があるとは思えない。

以上